室蘭市交通安全計画

平成 29 年度 ~ 平成 33 年度(第 10 次) (素案)

平成28年 月 日

室蘭市交通安全対策会議

目 次

| | 第1部 | 総論 | 1 |
|---|-----|--------------------------------|----|
| | 第1 | 章 交通安全計画について | 1 |
| 1 | 計画 | の位置付け・期間等 | 1 |
| | 2 | 計画の基本理念 | 2 |
| | | (1) 交通社会を構成する三要素 | 2 |
| | | (2) 救助・救急活動及び被害者支援の充実 | 2 |
| | | (3)参加・協働型の交通安全活動の推進 | 2 |
| | | (4) 効果的・効率的な対策の実施 | 3 |
| | | (5) 踏切事故のない社会を目指して | 3 |
| | 3 | 計画の推進 | 3 |
| | | (1) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 | 3 |
| | | (2) 地域ぐるみの交通安全対策の推進 | 3 |
| | 第2 | 章 交通事故等の現状等 | 4 |
| | 1 | 道路交通事故の現状と今後の見通し | 4 |
| | 2 | 踏切事故の状況等 | 5 |
| | 第3 | 章 交通安全計画における目標 | 6 |
| | 1 | 道路交通の安全についての目標 | 6 |
| | 3 | 踏切道における交通の安全についての目標 | 6 |
| | 第4 | 章 施策の柱と重点課題 | |
| | 1 | 高齢化社会を踏まえた総合的な対策 | |
| | 2 | 飲酒運転の根絶 | |
| | 3 | スピードダウン | |
| | 4 | シートベルトの全席着用 | 8 |
| | 5 | 自転車の安全利用 | 8 |
| | 6 | 生活道路における安全確保 | |
| | 7 | 踏切道における交通安全対策 | |
| | 8 | 冬季に係る陸上交通の安全 | |
| | | 「講じようとする施策(分野別) | |
| | 第1 | 章 道路交通の安全 | |
| | 1 | 道路交通環境の整備 | |
| | | (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 | |
| | | (2) 幹線道路における交通安全対策の推進 | |
| | | (3) 歩行者空間のバリアフリー化 | |
| | | (4) 効果的な交通規制の推進 | |
| | | (5) 自転車利用環境の総合的整備 | |
| | | (6) 災害に備えた道路交通環境の整備 | |
| | | (7)総合的な駐車対策の推進 | |
| | | (8) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 | |
| | | (9) 冬季道路交通環境の整備 | |
| | 2 | | |
| | | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | |
| | | (2) 効果的な交通安全教育の推進 | |
| | | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 | |
| | | (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 | |
| | | (5) 市民の参加・協働の推進 | |
| | 3 | 安全運転の確保 | 24 |

| | (1)運転者教育等の充実 | 24 |
|-----|--|----|
| | (3) 安全運転管理の推進 | 25 |
| 4 | 1 車両の安全性の確保 | 26 |
| | (1) 安全に資する自動走行技術を含む先進安全自動車 (ASV) の普及促進 | 26 |
| | (2)自動車点検整備の充実 | 26 |
| | (3) リコール制度の充実・強化 | 26 |
| | (4) 自転車の安全性の確保 | 26 |
| 5 | 5 道路交通秩序の維持 | 26 |
| | (1)交通の指導取締りの強化等 | 26 |
| | (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 | 27 |
| | (3)暴走族等対策の推進 | 28 |
| 6 | 3 救助・救急活動の充実 | 28 |
| | (1)救助・救急体制の整備 | 28 |
| | (2)救急医療体制の整備 | 29 |
| | (3)救急関係機関の協力関係の確保等 | 29 |
| 7 | 7 被害者支援の充実と推進 | 29 |
| 第2 | 2章 踏切道における交通の安全 | 31 |
| 1 | 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 | 31 |
| 2 | 2 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置 | 31 |
| 付属資 | 賢料 | 32 |
| 1 | 室蘭市交通安全対策会議委員名簿 | 32 |
| 2 | 2 検討の経過 | 32 |
| 3 | 3 | 32 |

第1部総論

第1章 交通安全計画について

1 計画の位置付け・期間等

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和 45 年 6 月、交通安全対策 基本法(昭和 45 年法律第 110 号)が制定され、本市においても、昭和 46 年以降、北海 道の交通安全計画に基づき、第 1 次から第 9 次までの本市交通安全計画を作成し、市及 び関係機関・団体等が一体となって交通安全対策を強力に実施してきた。

その結果、計画策定直前の昭和 45 年には、事故発生件数 954 件、死者数 15 人、傷者数 954 人にのぼった本市の道路交通事故死傷者が、平成 27 年には、事故発生件数 190件、死者数 2 人、傷者数 218 人にまで減少するに至った。

これは、市及び関係機関・団体のみならず、市民参加による交通安全運動の努力の成果であると考えられる。

しかしながら、道路交通事故件数は依然として多く、事故そのものを減少させること が求められている。

市の施策の大きな柱である、安全で安心なまちづくりを着実に進めていくためにも、交通事故の対策は、市及び室蘭市交通安全推進協議会、関係機関・団体だけではなく、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題である。

そのためにも、人命尊重の理念のもとに、交通事故のない社会を目指して、交通安全 対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力 に推進していかなければならない。

この室蘭市交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年度から 33 年度までの 5 年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この室蘭市交通安全計画に基づき、国や北海道の関係行政機関及び室蘭市交通安全 推進協議会、関係機関・団体においては、陸上交通の状況や地域の実態に即して、交通 の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

2 計画の基本理念

【交通事故のない社会を目指して】

だれもが安心して暮らせる住みよい社会を形成するために、悲惨な交通事故を根絶することが極めて重要であり、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失を考え、交通事故のない社会を目指すため、「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策の推進に努める。

(1) 交通社会を構成する三要素

本計画においては、交通社会を構成する人間、車両等の交通機関及びそれらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、市民の理解と協力の下、強力に推進する。

ア 人間に係る安全対策

交通機関の安全な運転を確保するため、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、資格制度の強化、指導取締りの強化、運転の管理の改善、労働条件の適正化等を図り、かつ、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化等を図るものとする。また、交通社会に参加する市民一人ひとりが、自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つようになることが極めて重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させる。

イ 交通機関に係る安全対策

人間はエラーを犯すものとの前提の下で、それらのエラーが事故に結び付かないように、新技術の活用とともに、必要な検査等を実施し得る体制を充実させるものとする。

ウ 交通環境に係る安全対策

交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報提供の充実、施設の老朽化対策等を図るものとする。また、交通環境の整備に当たっては、人優先の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道の整備を積極的に実施するなど、人優先の交通安全対策の更なる推進を図ることが重要である。

なお、これらの施策を推進する際には、高齢社会の到来や国際化等の社会情勢の変化を踏まえるとともに、地震や津波等に対する防災の観点にも適切な配慮を行うものとする。

(2) 救助・救急活動及び被害者支援の充実

交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図り、また、被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等を図ることが重要である。また、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)の趣旨を踏まえ、交通安全の分野においても一層の被害者支援の充実を図るものとする。

(3)参加・協働型の交通安全活動の推進

交通事故防止のためには、市、国、道、室蘭市交通安全推進協議会、関係機関・

団体等が緊密な連携の下に、それぞれが責任を担いつつ、施策を推進するとともに、 市民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要で本市の行う交通の 安全に関する施策に市民が参加できる仕組みづくり、市民が主体的に行う交通安全 運動の支援など、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

(4) 効果的・効率的な対策の実施

交通の安全に関する施策は、少子高齢化、国際化等の社会情勢の変化や交通事故の状況、交通事情等の変化に弾力的に対応させるとともに、その効果等を勘案して、適切な施策を選択し、これを重点的かつ効果的に実施するものとする。

(5) 踏切事故のない社会を目指して

踏切事故は、近年発生していないが、道の踏切事故においては鉄道運転事故の約5割を占め、また、改良をすべき踏切道がなお残されている現状である。こうした現状を踏まえ、引き続き、踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進することにより踏切事故のない社会を目指す。

3 計画の推進

(1) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

これまで、総合的な交通安全対策の実施により交通事故を大幅に減少させることができたところであるが、発生地域、場所、形態等を詳細な情報に基づき分析し、よりきめ細かな対策を効果的かつ効率的に実施していくことにより、当該交通事故の減少を図っていく。

また、第10次計画期間中にも様々な交通情勢の変化があり得る中で、その時々の状況を的確に踏まえた取組を行う。

(2)地域ぐるみの交通安全対策の推進

交通事故の発生場所や発生形態など事故特性に応じた対策を実施していくためにも、交通事故情報の提供に努めるなど、これまで以上に地域住民に交通安全対策に関心を持ってもらい、当該地域における安全安心な交通社会の形成に、自らの問題として積極的に参加してもらうなど、市民主体の意識を醸成していく。

また、安全な交通環境の実現のためには、交通社会の主体となる運転者、歩行者等の意識や行動を周囲・側面からサポートしていく社会システムを、地域における交通情勢を踏まえ、行政、関係団体、市民等の協働により形成していく。

第2章 交通事故等の現状等

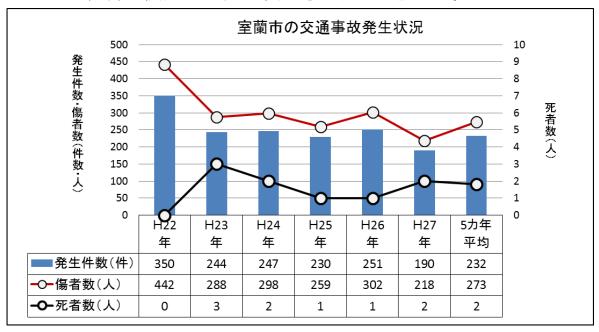
1 道路交通事故の現状と今後の見通し

本市の交通事故による死者数は、昭和 46 年の 10 人から、昭和 47 年以降減少傾向にあり、平成 27 年には 2 人の死者数となっている。

また、交通事故発生件数と傷者数は、昭和 46 年に事故発生件数 819 件、傷者 1,124 人を数えたが、平成 27 年には 190 件、218 人にまで減少した。

第9次室蘭市交通安全計画の目標は交通事故の死者数の減少が最大の目標であり、交通事故そのものの減少や、負傷者数を減少させることを目標に掲げていたが、第9次交通安全計画の作成時である平成22年と平成27年を比較すると、発生件数や傷者数は大幅に減少したが、死者数は2名増加しており、残念ながら死者数の減少について、目標に至らなかった。

道路交通を取り巻く状況は、経済社会情勢の動向に伴い今後複雑に変化すると 見込まれ、地形的に公共交通機関の乗り入れが困難な地域が多く、また、高齢者 人口の増加により、高齢者の運転免許保有者の増加が見込まれ、道路交通事故に ついては、今後も依然として厳しい状況が続くものと予想される。



近年の道路交通死亡事故の発生状況をみると、その特徴は次のとおりである。

- ① 65 歳以上の高齢者の死者数が高水準で推移しており、全死者数の約6割を占めている。このうち、高齢者の歩行中の死者数は高齢者の死者数の約8割を占めている。
 - また、高齢者の交通事故発生件数は全体の約3割を占めている。
- ② 酒酔い及び酒気帯び運転による交通事故は平成22年から平成27年まで12件発生しており、平成28年には若者3人が亡くなる重大死亡事故も発生している。 飲酒運転による交通死亡事故は死者数が3人となる重大な事故となる傾向がある。

2 踏切事故の状況等

本市の踏切道は、現在9か所あり、踏切事故(鉄道の運転事故のうち、踏切障害 及びこれに起因する列車事故をいう。)は、平成6年に1件発生して以来、平成27年 まで無事故を続けている。

踏切事故は死傷者を出すだけではなく、鉄道運行にも重大な支障をもたらすことからも、踏切道の構造改良、踏切保安設備の整備、交通規制の強化等の対策を、それぞれの踏切の状況等を踏まえ、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進するとともに、踏切道の通行者の安全意識向上を図るための啓発活動を推進する。

第3章 交通安全計画における目標

1 道路交通の安全についての目標

【数値目標】

- ① 平成33年までに24時間交通事故死者数0を目指す。
- ② 交通事故発生件数及び傷者数を、第9次室蘭市交通安全計画計画の最終年度 (平成28年)の数値より減少させる。
- ③ 若者と高齢ドライバーによる交通事故発生件数を、第9次室蘭市交通安全計画 計画の最終年度(平成28年)の数値より減少させる。

【その他目標】

④ 飲酒運転を根絶するための社会環境づくりを推進する。

交通事故のない社会を達成することが究極の目標であるが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難であると考えられることから、本計画の計画期間である平成33年までには、年間の24時間死者数0を目指すものとする。

計画に基づき総合的な交通安全対策を積極的に推進し、交通事故の発生を抑制し、 全力で死亡事故の発生を防止することにより、死者数0にし、傷者数を可能な限り減 少させる。

このことは、当然のことながら、24時間死者数のみならず、およそ道路交通事故に 起因する死者数(30日以内死者数)を同様に減少させることを意味している。

更に、事故そのものの減少や傷者数の減少にも一層積極的に取組、確実に減少させることを目指すものとする。

また、重大な交通事故につながる恐れがある飲酒運転を根絶するため、北海道飲酒運転の根絶に関する条例を推進した社会環境づくりの構築を目指すものとする。

この目標を達成するため、国、道及び市は、市民の理解と協力の下、第2部に掲げた諸施策を総合的かつ強力に推進する。

3 踏切道における交通の安全についての目標

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、市民の理解と協力の下、第2部に 掲げる諸施策を総合的かつ積極的に推進することにより、踏切事故の発生件数0を継 続する。

第4章 重点課題と施策の柱

【重点課題】

1 高齢化社会を踏まえた総合的な対策

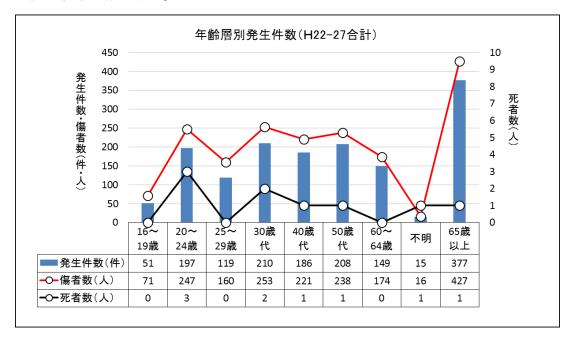
本市は、人口に対する高齢者の比率が約35%となり、交通事故死者に占める高齢者の割合が極めて高く、死者の約6割を65歳以上の高齢者が占める。

また、免許保有者数は減少しているが、65 歳以上の高齢者の免許保有者数は増加 傾向にある。

高齢運転者による交通事故等の大きな原因となっている認知症への対策として、道路交通法(昭和35年法律第105号)の改正(平成27年6月公布)により、75歳以上の高齢者については、運転免許更新時の認知機能検査及び臨時適性検査等により、認知症の疑いがある者に対して医師の診断を受けることが義務付けられ、これに従わない場合や認知症と診断された場合には免許が取り消されることとなった(平成29年6月までに施行)。

しかし、市内では、少子高齢化の進行、モータリゼーションの進展などにより、通 学、通院、買い物など日常生活に欠かせない移動手段であった公共交通機関の利用者 が減少傾向にあり、その維持・確保が難しくなっている地域もあることから、市民の 理解と協力を得て高齢者運転免許制度を厳格かつ円滑に運用する上で、高齢者をはじ めとする交通弱者の方々が安心して日常生活を送るため、地域交通の維持・確保に向 けた取組が急務となっている。

こうしたことから、高齢者の身体機能に応じた交通安全教室などを引き続き実施するとともに、高齢者の方々が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、通院や買い物など日常生活を支える交通サービスを地域の実情に応じて整備していくため、総合的な交通政策を推進する。



2 飲酒運転の根絶

道路交通法の改正などにより、飲酒運転に対する厳罰化・行政処分の強化や酒類提供罪等の新設といった対策が図られ、さらに道民一人ひとりが、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の下に、社会全体で飲酒運転の根絶に向けた社会環境づくりを行うことなどを基本理念とする北海道飲酒運転の根絶に関する条例(平成27年11月30日 北海道条例第53号。平成27年12月1日施行)が施行された。

本市は、飲酒運転を伴う重大な交通死亡事故が発生し、その後も飲酒運転による違反や事故が後を絶たない。

改めてこの条例に基づき、事業者、家庭、学校、地域住民、行政その他の関係するものの相互の連携協力の下、飲酒運転の予防及び再発の防止のためのアルコール健康障害を有する者等に対する相談支援、飲酒運転の危険性や飲酒が身体に及ぼす影響に関する知識の普及、市民に対する飲酒運転の状況等に関する情報提供など、飲酒運転を根絶するための社会環境づくりを推進する。

3 スピードダウン

本市において、最高速度違反を原因とする交通死亡事故が発生した。

事故直前の速度が高くなるほど致死率は高くなるため、総合的な速度抑制対策を実施し、速度超過に起因する交通事故の防止と事故発生時の被害軽減を図ることが必要である。

自動車の走行速度と交通事故の実態から最高速度違反の危険性について積極的に情報発信することにより、市民の交通安全意識の高揚を図る。

4 シートベルトの全席着用

近年、運転席及び助手席のシートベルトの着用率は高くなっている。

特に、後部席における着用率は、街頭調査の全道平均で4割程度に止まっており、 シートベルトの全席着用の必要性について市民の理解を深めることが重要である。

また、長距離のバス旅行やデイサービスの送迎において、利用者がシートベルトを 着用しない状態で走行し交通事故に遭い死亡する事例が発生していることから、事業 者に対する法令遵守を働きかけるとともに、関係機関・団体と連携して、全席でのシ ートベルト着用の徹底について普及啓発活動を推進する。

5 自転車の安全利用

自転車については、自動車等に衝突された場合には被害を受ける反面、歩行者等に 衝突した場合には加害者となるため、それぞれの対策を講じる必要がある。

自転車の安全利用を促進するためには、生活道路や市街地の幹線道路において、自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図ることができるよう、自転車の走行空間の確保を積極的に進める必要がある。また、自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、交通安全教育等の充実を図る。

更に、駅前など交通安全の支障となる放置自転車が問題となっている場合には、撤去等の対策を進める。

加えて、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、自動車等の運転者における歩行者と自転車に対する保護意識の高揚を図る。

6 生活道路における安全確保

歩行者や自転車利用者等が日常的に使用する生活道路においては、しばしば幹線道路の渋滞を嫌い、迂回路として通過交通の流入が見られる。通過交通が流入すると、交通事故の発生する危険性が著しく増大することから、生活道路における交通の安全を確保するため、地域における幹線道路と生活道路の関係性を踏まえた面的・総合的な交通安全対策を推進する。

具体的には、地域における道路交通事情等を十分に踏まえ、各地域に応じた生活道路を対象として自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、交通指導取締りの強化、安全な走行方法の普及等の対策を講じるとともに、幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するための幹線道路における交通安全対策及び交通流の円滑化を推進するなど、生活道路における交通の安全を確保するための対策を総合的なまちづくりの中で一層推進する必要がある。

7 踏切道における交通安全対策

踏切事故は、ひとたび発生すると多数の死傷者を生ずる、復旧までに長時間を要するなど重大な結果をもたらすものであることを考慮し、また高齢者等の歩行者対策等、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進する。

これまでの対策実施状況等を踏まえて、道路管理者と鉄道事業者が協力し各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進していく。

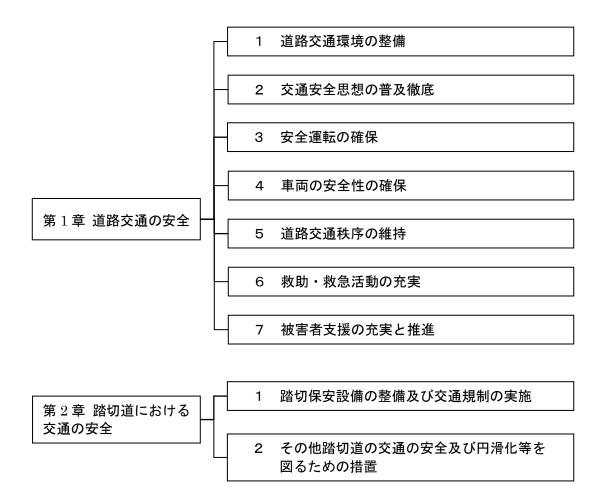
8 冬季に係る陸上交通の安全

本市は、1年間の約3分の1が雪に覆われる積雪寒冷地であり、冬期間(11月~3月)においては、吹雪による視程障害、積雪による道路の幅員減少、路面凍結による交通渋滞やスリップ事故、歩行中の転倒事故等、交通という観点からも厳しい影響のある地域である。

このため、本市における交通事故の防止に当たっては、天候や気温等により交通環境や路面状況が刻一刻と変化する特殊な環境に対応した冬季の対策を実施する。

また、積雪による歩道幅員の減少等からも、冬季における歩行空間の確保に関する市民のニーズは大きく、高齢者、障がい者等を含むすべての人々が、安全で快適に利用できる歩行空間の確保に向けて取組む。

【施策の柱】



近年、道路交通事故の発生件数並びに道路交通事故による発生件数及び負傷者数が減少していることにかんがみると、これまでの室蘭市交通安全計画に基づき実施されてきた対策には一定の効果があったものと考えられる。

このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報の収集、分析を充実し、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進する。

第2部 講じようとする施策(分野別)

第1章 道路交通の安全

1 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも関係機関が連携し、幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところであり、いずれの道路においても一定の事故抑止効果が確認されている。

今後の道路交通環境の整備に当たっては、自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の「暮らしのみち」(生活道路)の機能分化を進め、暮らしのみちの安全の推進に 取組むこととする。

また、少子高齢化が一層進展する中で、子供を事故から守り、高齢者や障がい者が 安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全・安心な歩行空 間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図っていくものとする。

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまで一定の成果を上げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とはいえず、また、生活道路への通過交通の流入等の問題も依然として深刻である。

このため、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要があり、特に交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道等の交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等きめ細かな事故防止対策を実施することにより車両の速度の抑制や、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境を形成することとする。

ア 生活道路における交通安全対策の推進

科学的データや、地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいて、国、道、市、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取組、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図る。

公安委員会においては、交通規制、交通管制及び交通指導取締りの融合に配意した施策を推進する。

道路管理者においては、歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し車両速度を抑制する道路構造等により、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良等によるエリア内への通過車両の抑制対策を実施する。

また、道路標識の高輝度化・大型化・可変化・自発光化、標示板の共架、設置場所の統合・改善、道路標示の高輝度化等(以下「道路標識の高輝度化等」という。)を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進する。

更に、ビッグデータの活用により潜在的な危険箇所の解消を進めるほか、交通 事故の多いエリアでは、国、道、市、地域住民等が連携して効果的・効率的に対 策を実施する。

イ 通学路等における交通安全の確保

通学路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、防護柵の設置、自転車道・自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充等の対策を推進する。

ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

(ア) 高齢者や障がい者等を含めすべての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。

このほか、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、音響式信号機やバリアフリー対応型信号機、昇降装置付立体横断施設、歩行者用休憩施設等の整備を推進する。あわせて、高齢者、障がい者等の通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進する。

更に、視覚障がい者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識、バリアフリーマップ等により、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内を推進する。

(イ) 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化するとともに、高齢者、障がい者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障がい者誘導用ブロック上等の自動ニ輪車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去を行う市、道、関係機関・団体と連携を図りつつ積極的な取締りを推進する。

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

幹線道路における交通安全に資する道路整備事業については、交通事故対策への 投資効率を最大限高めるため、選択と集中、市民参加・市民との協働により重点的・ 集中的に交通事故の撲滅に取組。また、基本的な交通の安全を確保するため、室蘭 新道などの主要な幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークによって適切 に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との 連携強化を図る道路整備を推進します。さらに、一般道路に比べて安全性が高い高 規格幹線道路の利用促進を図る

ア 事故危険箇所対策の推進

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータの活用により潜在的な危険区間等を事故危険箇所として指定し、公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施する。事故危険箇所においては、信号機の新設・改良、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。

イ 幹線道路における交通規制

一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全

施設等の整備状況、道路交通実態の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図る。

交通事故、天候不良等の交通障害が発生した場合は、臨時交通規制を迅速かつ 的確に実施し、二次事故の防止を図る。

ウ 重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに事故要因を 調査し、同様の事故の再発防止を図る。

エ 適切に機能分担された道路網の整備

高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。

オ 改築等による交通事故対策の推進

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の 方針により道路の改築等による交通事故対策を推進する。

- (ア)歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、道路空間の再配分、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。
- (イ) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、 交差点のコンパクト化等を推進する。
- (ウ) 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが 交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からの アクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐停車対策等の推進を 図る。
- (エ)商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い歩道、自転車道等の整備を推進する。
- (オ) 交通混雑が著しい市街地、鉄道駅周辺等において、人と車の交通を体系的に 分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、ペデ ストリアンデッキ、交通広場等の総合的な整備を図る。

(3) 歩行者空間のバリアフリー化

高齢者や障がい者等を含めてすべての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なバリアフリー化を積極的に推進する。また、バリアフリー化をはじめとする安全・安心な歩行空間を整備する。

(4) 効果的な交通規制の推進

地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。

速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなってい

るかどうかの観点から、点検・見直しを進めることに加え、一般道路においては、 実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引上げ、規制理由の周知 措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的 に推進する。

駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。

信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押しボタン式信号の改善を行うなど、信号表示の調整等の運用の改善を推進する。

(5) 自転車利用環境の総合的整備

ア 安全で快適な自転車利用環境の整備

クリーンかつエネルギー効率の高い交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確する。

また、増加している歩行者と自転車の事故を減らすため、自転車は車両である との原則の下、自転車道や自転車の通行位置を示した道路等の整備により、自転 車利用環境の総合的な整備を推進する。

また、自転車通行の安全性を向上させるため、自転車と自動車を混在させる区間では、 周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて、駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施する。あわせて、悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐停車車両については、取締りを積極的に実施する。

イ 自転車等の駐車対策の推進

自転車等の駐車対策については、自転車等の駐車需要の多い地域及び今後駐車需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に利用のされ方に応じた路外・路上の自転車駐車場等の整備を推進する。

鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、道、市、道路管理者、鉄道事業者等が適切な協力関係を保持し、地域の状況に応じ、駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

(6) 災害に備えた道路交通環境の整備

ア 災害に備えた道路の整備

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保をするため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある 区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を推進する。

また、地震・津波等の災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について防 災拠点としての活用を推進する。

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨・豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で円滑な道路 交通を確保するため、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施 設の整備を推進するとともに、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施す るための道路災害の監視システムの開発・導入や交通規制資機材の整備を推進する。あわせて、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進する。

ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。

あわせて、災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を図る。

エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

(7) 総合的な駐車対策の推進

ア きめ細かな駐車規制の推進

地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通 実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。

イ 違法駐車対策の推進

悪質性、危険性、迷惑性の高い違反については、地域の実態に応じた取締りを 推進する。

放置車両については、使用者責任を追及するほか、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。

ウ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、市民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、市民の理解と協力を得ながら違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図る。

エ ハード・ソフトー体となった駐車対策の推進

必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に町内会、自治会、 地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用 者や関係事業者等による自主的な取組の促進、路外駐車場及び路上荷捌きスペー ス整備の働き掛け、違法駐車の取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフトー体となった総合的な駐車対策を推進する。

(8) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

ア 道路の使用及び占用の適正化等

(ア) 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

(イ) 不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導 取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施す る。

更に、道路上から不法占用物件等を一掃するためには、沿道住民をはじめ道路利用者の自覚に待つところが大きいことから、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う 事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

更に、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。

イ 休憩施設等の整備の推進

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追越しのための付加車線や休憩施設等の整備を推進する。

ウ 子供の遊び場等の確保

子供の遊び場の不足を解消し、道路での遊び等による交通事故の防止するため 地域の公園等の整備を推進する。

さらに、小・中学校及び高等学校の校庭及び体育施設、社会福祉施設の園庭 等の開放の促進を図る。

エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は 異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事の ためやむを得ないと認められる場合には、道路法(昭和27年法律第180号)に 基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。また、道路との関係におい て必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制 限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。

(9) 冬季道路交通環境の整備

ア 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

冬季の歩行者の安全・安心で快適な通行のため、除雪等による歩行空間の確保 に努める。

特に、中心市街地や公共施設周辺、通学路等をはじめ歩行者の安全確保の必要性が高い区間等について、冬季の安全で快適な歩行者空間を確保するため、積雪による歩道幅員の減少や凍結による転倒の危険等冬季特有の障害に対し、歩道除雪や防滑砂の散布等その重点的な実施に努める。

イ 幹線道路における冬季交通安全対策の推進

安全かつ円滑・快適な冬季交通を確保するため、一般道路の新設・改築に当たっては、冬季交通に係る交通安全施設についても併せて整備することとし、防雪柵又は防雪林、視線誘導標、雪崩防止柵等の防雪対策や、堆雪が交通障害とならないよう堆雪幅を確保する拡幅整備等に努める。

ウ 地域に応じた安全の確保

交通の安全は、地域に根ざした課題であることから、沿道の地域の人々のニーズや道路の利用実態、交通流の実態等を把握し、冬季における地域の気象や交通の特性に応じた道路交通環境の整備を行う。

また、冬季の安全な道路交通を確保するため、積雪・凍結路面対策として除雪や凍結防止剤散布を実施する。

エ 交通安全に寄与する冬季道路交通環境の整備

冬季における円滑・快適で安全な交通を確保し、良好な道路環境を維持するため、高速除雪車の増強を図る等、より効果的な道路除排雪の実施、交差点や坂道、スリップ事故多発箇所を中心とする凍結防止剤や防滑砂の効果的な散布による 冬季路面管理の充実に努める。

また、市街地においては、交差点周辺を中心に、運搬排雪による見通しの確保に努めるとともに、市民が自主的に行う除排雪を積極的に支援する。

更に、分かりやすく使いやすい道路交通環境を整備し、安全で円滑な冬季交通 の確保を図るため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報 提供装置等の充実に努めるほか、降雪や地吹雪等による交通事故を防止するため、 道路標識の高輝度化等を推進する。

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。また、人優先の交通安全思想の下、高齢者、障がい者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要である。

このため、交通安全教育指針(平成 10 年国家公安委員会告示第 15 号)等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達の段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。特に、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化する。また、地域の見守り活動等を通じ、地域ぐるみで高齢者の安全確保に取組、学校においては、学習指導要領等に基づき、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的に実施するよう努めるとともに、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に基づき策定することとなっている学校安全計画により、児童生徒等に対し、通学を含めた学校生活及びその他の日常生活における交通安全に関して、自転車の利用に係るものを含めた指導を実施する。障がいのある児童生徒等に対しては、特別支援学校等において、その障がいの特性を踏まえ、交通安全に関する指導に配慮する。

特に、飲酒運転に関連する教育については、小学校、中学校、高等学校において、 児童生徒向けの飲酒等に関する啓発資料等を用いた授業を行うとともに、飲酒が交通 事故を引き起こす危険性などについて指導する。

交通安全教育・普及啓発活動については、国、道、市、警察、学校、関係民間団体、 地域社会、企業及び家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携をとりながら地域ぐ るみの活動が推進されるよう促し、地域の実情に即した自主的な活動を促進する。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼稚園、保育所及び認定こども園においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらを効果的に実施するため、例えば、紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

イ 小・中学生に対する交通安全教育の推進

小・中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。このため、自転車の安全な利用等も含め、交通安全教室を一層推進するほか、関係機関・団体は、小・中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施でき

るよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全講習会等を開催する。

更に、交通ボランティアによる通学路における児童に対する安全な行動の指導 を促進する。

ウ 高校生に対する交通安全教育の推進

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、 保健体育、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、自 転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、 応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通 免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を 重視した交通安全教育を行う。

特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図る。

このため、自転車の安全な利用等も含め、交通安全教育を一層推進し、関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

エ 成人に対する交通安全教育の推進

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を図り、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行う。

自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努める。

オ 高齢者に対する交通安全教育の推進

関係団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施し、反射材用品の活用等交通安全用品の普及にも努める。

高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習における高齢者学級の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等の開催を図るとともに、その自発的な受講の促進に努める。

カ 障がい者に対する交通安全教育の推進

障がい者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの程度に応じ、きめ細かい

交通安全教育を推進に努める。

キ 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し、日本の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進する。定住外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努めるとともに、増加が見込まれる訪日外国人に対しても、外客誘致等に係る関係機関・団体と連携し、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

ク 冬季に係る交通安全教育

冬季に係る交通安全教育は、路面や気象など交通環境が通常とは大きく異なり、 悪条件が重なることから、交通安全意識と交通マナーの向上に加え、冬季交通特 有の技能と知識の習得が重要である。このため、冬季における自動車等の安全運 転の確保の観点から、降雪や積雪による見通しの悪化や幅員減少、視界不良等冬 季における危険性やスピードダウンの重要性について、重点的に免許取得時及び 免許取得後の運転者に対し、関係機関・団体等が連携し、交通安全教育を実施す る。

(2) 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

また、受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、教材等の充実及び効果的な教育手法の開発・導入に努める。

更に、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

交通安全運動の運動重点としては、高齢者の交通事故防止、飲酒運転の根絶、スピードダウン、シートベルト及びチャイルドシートの全席着用の徹底、自転車の安全利用の推進等、全道的な交通情勢に即した事項を設定するとともに、市内の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため、必要に応じて地域の重点を定める。

交通安全運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、 実施計画等について広く市民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動 の充実・発展を図るとともに、関係機関・団体が連携し、運動終了後も継続的・ 自主的な活動が展開されるよう、事故実態、市民や交通事故被害者等のニーズ等 を踏まえた実施に努める。

イ 高齢者等への安全の徹底

高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について科学的な知見に基づいた広報を積極

的に行う。また、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識(高齢者マーク)を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。

更に、夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進する。

反射材用品等は、全年齢層を対象として普及を図る必要があるが、歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては、特にその普及の促進を図る。

また、衣服や靴、鞄等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨する。

ウ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」に基づき、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発などの飲酒運転根絶に関する施策を総合的に推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という市民の規範意識の確立を図る。

また、酒類を提供する飲食店営業者及び酒類の販売業者、タクシー業者、代行業者、酒類を提供するイベントの主催者等に対して、飲酒運転根絶のための自主的な取組について働きかけるとともに、必要な指導・助言等を行う。

更に、地域の実情に応じ、アルコール依存症に関する広報啓発を行うとともに、 相談、指導及び支援等につながるよう、関係機関・団体が連携した取組の推進に 努める。

加えて、飲酒運転の根絶に関する施策を円滑かつ効果的に推進するため、飲酒運転の状況及び飲酒運転の根絶に関して講じた施策の取組状況等について、関係機関・団体における情報共有を図るとともに、ホームページに掲載するなど市民への情報提供に努める。

本市独自の取組として、飲酒運転根絶運動を年ごとの交通安全事業計画の重点項目とし、室蘭市交通安全推進協議会や関係団体と連携し、飲酒運転根絶運動の強化を図ることとし、通年運動で行う飲酒運転根絶の取組のほか、平成27年12月1日に施行された「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」を広く市民や事業者等に普及啓発を図るため、飲食店組合や大型宴会場等に対しポスター、チラシ等の配布を行ない飲酒運転根絶に向けた協力要請を活動の実施に努める。

さらに、飲酒の機会が増える年末に、飲酒運転根絶に向けて総決起集会を開催し、市民に対し街頭啓発を実施するほか、室蘭市内の各種イベント等において主催者に対し飲酒運転根絶に向けた協力依頼を行うほか、会場での啓発活動を実施する。また、若者に対する飲酒運転根絶啓発として、自動車学校、事業所、学校等と連携し若年層への飲酒運転の防止に関する啓発活動の強化を図る。

エ スピードダウンの励行運動の推進

速度の出し過ぎによる危険性の認識向上を図るため、ドライビングシミュレーター等を活用した交通安全教育や各種広報媒体を活用した啓発活動を推進する。 また、環境に配慮した安全速度の励行運動(エコドライブ運動)の啓発活動を 推進する。

オ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を 含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。

このため、市、関係機関・団体等が協力し、あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開する。

カ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園、保育所、認定こども園、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図る。

なお、6歳以上であっても、シートベルトを適切に着用させることができない 子供にはチャイルドシートを使用させることについて、広報啓発に努める。

キ 自転車の安全利用の推進

自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。特に、自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用して安全な運転に必要な音が聞こえない状態での乗車の危険性等についての周知・徹底を図る。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に 参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓 発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を 促進する。

また、自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進する。

薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進する。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、幼児を同乗させる場合において 安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、シートベルト を備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させるよう 広報啓発活動を推進する。

幼児・児童の保護者に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット 着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童の着用の徹底を 図るほか、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着 用を促進する。

ク デイ・ライト運動の一層の浸透・定着

昼間における自動車等の運行時に前照灯を点灯するデイ・ライト運動を推進し、運転者自らの交通安全意識を高め、他者への交通安全の呼び掛けを図ることで交通安全を願う心の輪を広げるとともに、車両の存在、位置等を相手に認識させることにより交通事故の防止を図る。

ケ 居眠り運転の防止活動の推進

居眠り運転による正面衝突事故や車両単独事故を防止するため、長距離運転における休憩の呼びかけなどの啓発活動を実施する。

また、道の駅、コンビニエンスストア等の駐車場を休憩場所として確保する取組を推進する。

コ 危険ドラッグ対策の推進

危険ドラッグに関する内容を盛り込んだポスターの掲示、教育機関等へ薬物の専門家を派遣し、啓発活動を行う等、危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図る。

サ 効果的な広報の実施

交通の安全に関する広報については、テレビ、ラジオ、新聞、携帯端末、インターネット、街頭放送等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者等の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効の挙がる広報を次の方針により行う。

- (ア) 家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、官民が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより、高齢者の交通事故防止、子供の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、違法駐車の排除等を図る。
- (イ)交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の 積極的な活用、道、市、町内会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細 かな広報の充実に努め、子供、高齢者等を交通事故から守るとともに、飲酒運 転を根絶し、暴走運転、無謀運転等を追放する。
- (ウ) 民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、交通の安全に関する 資料、情報等の提供を積極的に行うとともに、報道機関の理解と協力を求め、 全市的気運の盛り上がりを図る。

シ その他の普及啓発活動の推進

薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間 の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危 険性等を広く周知し、これら違反の防止を図る。

また、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等を活用するなどして自動車及び自転車の前照灯の早期点灯を促す。

(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進する。また、地域団体、自動車販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、交通安全運動等の機会を利用して働き掛けを行う。そのため、交通安全対策に関する行政・民間団体間及び民間団体相互間において定期的に連絡協議を行い、交通安全に関する市民挙げての活動の展開を図る。

(5) 市民の参加・協働の推進

交通の安全は、市民の安全意識により支えられることから、市民自らが交通安全 に関する自らの意識改革を進めることが重要である。

このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と市民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、市民の参加・協働を積極的に進める。

3 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者 を育成するため、免許取得前から、安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図る とともに、免許取得時及び免許取得後においては、特に、実際の交通場面で安全に 運転する能力を向上させるための教育を行う。

また、これらの機会が、単なる知識や技能を教える場にとどまることなく、個々の心理的・性格的な適性を踏まえた教育、交通事故被害者等の手記等を活用した講習を行うなどにより交通事故の悲惨さの理解を深める教育、自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育等を行うことを通じて、運転者の安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるよう、教育内容の充実を図る。

ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

(ア) 自動車教習所における教習の充実

自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を 勘案しつつ、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実を図り、教 習水準を高める。

(イ) 取得時講習の充実

原付免許、普通二輪免許、大型二輪免許、普通免許、準中型免許、中型免許、 大型免許、普通二種免許、中型二種免許及び大型二種免許を取得しようとする 者に対する取得時講習の充実に努める。

イ 運転者に対する再教育等の充実

取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、更新時講習 及び高齢者講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施 設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化並びに 講習内容及び講習方法の充実に努める。

特に、飲酒運転を防止する観点から、飲酒取消講習の確実な実施や飲酒学級の充実に努める。

自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。

ウ アルコール健康障害を有する者等への対応

飲酒運転の予防及び再発の防止のため、アルコール健康障害を有する者(アルコール健康障害を有していた者を含む。)及びその家族に対する相談支援等を推進する

また、飲酒運転をした者に対し、保健所等によるアルコール健康障害に関する保健指導を受けるよう促すとともに、当該飲酒運転をした者に係るアルコー

ル関連問題(アルコール健康障害対策基本法第7条に規定するアルコール関連問題をいう。)の状況に応じた指導、助言、支援等を行う。

エ 二輪車安全運転対策の推進

取得時講習のほか、二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努める。 また、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車 運転者に対する教育の充実強化に努める。

オ 高齢運転者対策の充実

(ア) 高齢者に対する教育の充実

高齢者講習の効果的実施、更新時講習における高齢者学級の拡充等に努める。 特に、認知機能検査に基づく高齢者講習においては、検査の結果に応じたき め細かな講習を実施するとともに、講習の合理化・高度化を図り、より効果的 な教育に努める。

(イ) 臨時適性検査等の確実な実施

認知機能検査、運転適性相談等の機会を通じて、認知症をはじめとする一定 の病気等の疑いがある運転者の把握に努め、臨時適性検査等の確実な実施によ り、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行 う。

(ウ) 高齢運転者標識(高齢者マーク)の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を 図るとともに、他の世代に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を高めるような交通安全教育を推進する。

(エ) 高齢者支援施策の推進

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、運転経歴証明書制度の周知、運転免許証を自主返納した者に対する公共交通機関の運賃割引等の支援措置に努める。

カ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

シートベルト、チャイルドシート及び乗車用へルメットの正しい着用の徹底を 図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を 通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シー トベルト、チャイルドシート及び乗車用へルメット着用義務違反に対する街頭で の指導取締りを推進する。

キ 冬季の運転に関する運転者教育

冬季の安全運転に必要な知識及び技能を身につけ、実践できる運転者を育成するために、実車を用いる夏期冬道安全運転講習等の参加・体験・実践型運転者教育を実施するとともに、各種広報媒体等を活用した広報啓発など、凍結路によるスリップ事故をはじめとする冬型事故の防止に効果的な対策を推進する。

(3) 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)に 対する講習の充実等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、 事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全 運転管理者等を指導する。 また、安全運転管理者等による若年運転者対策及び貨物自動車の安全対策の一層の充実を図るとともに、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。

事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等(以下「ドライブレコーダー等」という。)の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた事故等の情報の交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。

4 車両の安全性の確保

(1) 安全に資する自動走行技術を含む先進安全自動車 (ASV) の普及促進

先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車 (ASV) について、衝突被害軽減ブレーキ等の市場化されたASV技術については、補助制度等の拡充により普及促進を引き続き進める。

(2) 自動車点検整備の充実

- ア 自動車点検整備の推進
- イ 不正改造車の排除
- ウ 自動車分解整備事業の適正化及び近代化
- エ 自動車の新技術への対応等整備技術の向上
- オ ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

(3) リコール制度の充実・強化

自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車販売者等及びユーザーからの情報収集に努め、リコール対象車の早期発見を図る。

(4) 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車(人の力を補うため原動機を用いるもの)及び普通自転車の型式認定制度を適切に運用する。

また、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運 を醸成するとともに、近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償額とな るケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救 済の十全を図るため、損害賠償責任保険等への加入を促進する。

更に、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。

5 道路交通秩序の維持

(1) 交通の指導取締りの強化等

ア 一般道路における効果的な指導取締り

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進する。

(ア) 交通事故抑止に資する指導取締りの推進

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動 を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、交差点関連違 反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、市民から取締り要望の 多い迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進する。

特に、飲酒運転及び無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転及び無免許運転の根絶に向けた取組を推進する。また、引き続き、児童、高齢者、障がい者の保護の観点に立った指導取締りを推進する。

(イ) レッド警戒活動の推進

取締り以外の街頭活動として、事故多発路線等におけるレッド警戒活動(赤色等を点灯させたパトカーによる機動警戒や駐留監視活動等)を強化する。

(ウ) 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図る。

(エ) 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進する。

イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化

高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反 行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通の指導取締り体 制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機 動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。

また、高速自動車国道等における速度超過の取締りは常に危険を伴うため、受傷事故防止等の観点から、自動速度違反取締装置等の取締り機器の積極的かつ効果的な活用を推進する。

更に、交通指導取締りは、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に、著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、通行帯違反等の取締りを強化する。

(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法第2条又は第3条(危険運転致死傷罪)の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。

イ 客観的証拠資料の収集の推進

各種車載記録装置、交差点事故自動映像記録装置等の映像記録をはじめとした 証拠資料の収集を推進し、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観 的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。

ウ 交通事故事件等に係る捜査力の強化

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。

(3) 暴走族等対策の推進

ア 暴走行為者追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

暴走行為者追放の気運を高揚させるため、家庭、学校、職場、地域等において、 青少年に対し、暴走族に加入しないことの指導等を促進し、地域の関連団体等と の連携を図るなど、青少年の健全育成を図る観点から施策を推進する。

イ 暴走行為阻止のための環境整備

暴走行為者及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族・暴走行為者及び群衆をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に行う。

ウ 暴走行為者に対する指導取締りの推進

暴走行為取締りの体制及び装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為、 爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反をはじめと する各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて交通法規遵守の指導を積 極的に行うなど、暴走行為者に対する指導取締りを推進する。

エ 暴走族関係事犯者の再犯防止

暴走族関係保護観察対象者の処遇に当たっては、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた処遇の実施に努める。

オ 車両の不正改造の防止

その他、違法行為を敢行する旧車會グループ(暴走族風に改造した旧型の自動 二輪車等を運転する者のグループ)に対する実態把握を徹底し、把握した情報を 関係都道府県間で共有するとともに、不正改造等の取締りを強化するなど的確な 対応を推進する。

6 救助・救急活動の充実

(1) 救助・救急体制の整備

ア 救助体制の整備・拡充

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を 図り、救助活動の円滑な実施を期する。

イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対応するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と災害派遣医療チーム(DMAT)の連携による救助・救急体制を推進する。

ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動 の推進

現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が 期待できることから、自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた応急手当に ついて、消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動を推進する。

このため、心肺蘇生法等の応急手当の知識・実技の普及を図ることとし、消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社、民間団体等の関係機関においては、指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進する。また、学校においては、教職員対象の心肺蘇生法(AEDの取り扱いを含む)の実習及び各種講習会の開催により指導力・実践力の向上を図るとともに、中学校、高等学校の保健体育において止血法や包帯法、心肺蘇生法等の応急手当(AEDを含む)について指導の充実を図る。

エ 救急救命士の養成

プレホスピタルケア (救急現場及び搬送途上における応急処置) の充実のため、 救急救命士を養成するための体制を確保するとともに、救急救命士が行う救急救 命処置を円滑に実施するために必要となる講習及び実習の実施を推進する。

また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応 急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

オ 救助・救急用資機材の整備の推進

救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度 な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資 機材等の整備を推進する。

カ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練を推進する。

(2) 救急医療体制の整備

交通事故による負傷者の救命率、救命効果のより一層の向上を図るため、本市の救急医療体制の更なる整備、強化を図るとともに、円滑な運営を図るため、救急医療機関、消防機関等の関係機関間の連携を推進します。

(3) 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入・連絡体制の明確化等を図る。

また、医師の判断を直接救急現場に届けられるようにするため、救急自動車に設置した携帯電話等により医師と直接交信するシステム(ホットライン)を活用するなど、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進する。

更に、特に多くの被害者の生じる大規模な交通事故が発生した場合に備え、災害派遣医療チーム(DMAT)の活用を推進する。

7 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない生命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われており、

このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法等の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。また、近年、自転車が加害者になる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、

こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償保険等への加入を促進する。

更に、交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、被害者支援を積極的に推進する。

第2章 踏切道における交通の安全

1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて 事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況 等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識等の大型化、高輝度化による視認性の向上を図る。

2 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置や踏切保安設備等を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障 時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。

また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないよう努めるものとする。

付属資料

1 室蘭市交通安全対策会議委員名簿

- 2 検討の経過
- 3 所管機関担当部署一覧

年間スローガン

"めざせ"交通事故死の(ゼロ)への挑戦

室蘭市交通安全計画

平成 29 年度~平成 33 年度 (第 10 次)

平成 年 月 室蘭市交通安全対策会議

室蘭市交通安全対策会議 発行 編集

室蘭市生活環境部地域生活課

室蘭市幸町 1-2

Tel (0143)25-2380